

# 中国における会社法制の現状 と課題

2005年1月12日  
日本監査役協会 中国会社法制調査団



国有資産監督管理委員会

## 日本監査役協会 中国会社法制調査団メンバー

団長	吉井 毅	新日本製鐵(株)常任顧問・日本監査役協会会长
副団長	大川博通	(株)巴川製紙所監査役・日本監査役協会常任理事・監査法規委員会委員長
	宮川東一郎	(株)ベネッセコーポレーション常勤監査役・日本監査役協会副会長
	松香茂道	(株)日立製作所特命顧問・日本監査役協会常任理事・ケーススタディ委員会委員長
	菊池武久	(株)ミレアホールディングス常勤監査役・監査法規委員会委員
	中島 洋	(株)東京証券取引所常勤監査役・監査法規委員会委員
	中崎啓祐	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ常勤監査役・日本監査役協会理事
	菊池紀男	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)常勤監査役・海外監査研究会メンバー
	上田秀美	(株)みずほフィナンシャルグループ常勤監査役・日本監査役協会理事
	高橋弘幸	日本監査役協会専務理事
コーディネータ兼通訳		
	謝 崇怡	
事務局	森山良子	日本監査役協会企画部

〈役職名は当時〉

## 目 次

はじめに .....	71
I. 中国の会社についての基本知識 (清華大学法学院教授：王保樹氏、政法大学法学教授：江平氏) .....	71
1. 中国における会社の機関構成	
2. 上場企業における監事會と独立董事の関係	
3. 会社における少数株主保護	
4. ガバナンス制度の選択	
II. 会社法策定現場から (全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会副主任：李飛氏) .....	73
1. 中国会社法制の改正ポイント	
2. 課題	
III. 国有企業について (国有資産監督管理委員会) .....	75
1. 国有企業における監事會について	
2. 独立董事について	
3. 国有企業の上場	
4. 国有資産監督管理委員会の今後の課題	
IV. 民営企業について (民(私)営経済研究会) .....	77
1. 中国の会社形態	
2. 中国の会社における課題	
V. 外資企業について (国務院・商務部) .....	79
1. 外資優遇政策	
2. 貿易	
3. 投資	
4. 税制	
VI. 上場について (証券管理監督委員会、上海証券取引所) .....	81
1. 証券管理監督委員会	
2. 上海証券取引所	
VII. 上海シンポジウムの模様 .....	84
おわりに .....	85

## はじめに

中国は1979年以降の鄧小平の改革・開放政策により、かつての「社会主义計画経済」から「社会主义体制に市場経済原理を導入」するという方針に転換した。そして1992年には「社会主义市場経済の確立」を目指し、政治面では社会主义体制を維持しつつ経済面では市場経済により経済発展を促進するという、一見相矛盾する方針を探ることを決定したのである。

1993年の中国会社法策定から、既に10年が経過した。この間中国経済は目覚しい発展を遂げ、今もなお成長を続けている。このように急成長を遂げた中国経済に即応し、更なる経済発展を促すべく、現在中国では会社法の改正作業に取り掛かっている。

今回結成した中国会社法制調査団は、共産党一党独裁体制下で社会主义市場経済体制という他に類を見ない体制をとりつつ急速な経済発展を遂げ、世界中に大きな影響力を及ぼしている中国会社法制の現状と今後目指す方向についてヒアリング・意見交換を行い、さらには、日本の監査役制度の有効性をアピールする目的で、中国政府関係機関、研究機関、在中日系企業などを訪問し、交流を図った。

前述の通り、かつての中国は社会主义計画経済体制を採っており、1979年に開放政策が打ち出されるまでは国有企業が産業の圧倒的主流となっていた。開放政策後は、それら国有企業の株式会社化により所有と経営の分離を行い、さらに市場上場を推進することで、現在、国家の資金回収と上場企業の競争力強化を目指している。ただ、共産党一党独裁政治の下で導入されたこの市場経済体制には常に党権力の堅持という底流が流れしており、自由経済体制を前提に考える我々には理解しがたい部分が多く見られる。また、経済面でも世界の覇権国であるアメリカにな

らってアメリカ型の制度を導入する流れが強いようであるが、現状の制度との矛盾点や問題点は承知の上で、それでもまず制度を導入しようと考えているようであった。こうしたことが、中央政府の政策が地方の隅々まで浸透するのに時間を要する一因となっているとも思われる。

今回の訪問先は中国という大国であること、経済発展における過渡期であること、日本と中国の文化の違いなどから、中国会社法制の全体像を理解し整然と整理することは困難であった。ただ、急激な経済成長下にある激動の中国の息吹だけでも伝えるべく、本報告書では、中国の企業が国有企業から民営企業に変わりつつある現状と今後目指す方向、また、その中で外資企業が中国経済にどう関与しているか等について、各関係機関の見解について紹介させていただきたい。

各訪問先ではご多忙中にもかかわらず、我々中国会社法制調査団を暖かく迎え入れていただき、さらに貴重なお話を頂戴した。心より感謝申し上げたい。特に、李飛氏（全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会副主任）、黃來紀氏（上海国際商務法律研究会公司法専業委員会会长）にはご多忙中、今回の訪問先やシンポジウムに関しご尽力いただき、深く感謝し、厚くお礼申し上げたい。さらに、王小平弁護士（中倫金通法律事務所）には、訪中後も本報告書作成にあたりご助言いただいた。ここに記し、お礼の言葉とさせていただきたい。

### I. 中国の会社についての基本知識

（清华大学法学院教授：王保樹氏、政法大学法学教授：江平氏）

清华大学法学院教授 王保樹氏と政法大学法学教授 江平氏から学者の視点での中国会社法制について説明を受けた。両氏は、中国の大手企業の独立董事でもある。

## 1. 中国における会社の機関構成

董事会、監事會など基本的な構成は以下の通り。

〈参考〉会社の機関（日中対応表）

中国	日本
股東	株主
股東会	株主総会
董事会	取締役会
董事長	会長
総經理	社長
監事會	監査役会

### (1) 股東会

股東（株主）は、会社財産の所有者であり、股東会の組織を通じて会社の権力組織機構となって会社の重要な事項を決定する。

### (2) 董事会

会社の業務執行および経営政策決定機関である。股東（株主）に対して責任を負い、法律の規定および股東会の授権に基づいて経営管理の方針を決定し、会社の総經理などの高級管理者を任免する。

董事会で選出される董事長は会社の法定代表者となる。

### (3) 総經理

董事会に任命され、法律の規定する権限、会社定款および董事会の授権に基づき、会社の生産経営に関する業務に対して責任を負う。

総經理は会社の法定代理人となる。

### (4) 監事會

董事全員の業務執行を監視する機関。股東（株主）代表と従業員代表が適当な比率により監事會を構成する。監事の独任制は採っていない。

監事會の構成は会社の種類により以下の通り。

#### ①有限会社の監事會

社員代表（従業員大会で選出）と股

東（株主）代表（股東会で選出）から選出される。小規模の有限会社には監事會は存在しないが、1、2名の監事は設置する。

#### ②国有独資会社の監事會

国が授権・投資した機関から派遣される監事と社員代表で構成される。

#### ③株式会社の監事會

監事會の設置義務があり、監事會には責任者である主任を1人置く。

#### (5) 独立董事

会社内で董事以外の職務に就かず、かつ、会社および主要な株主との間に独立・客観的判断の妨げとなる関係のない董事を指す。

学者、会計士、経営者などが独立董事として就任する。現在は経済学者が多いが、将来的には経営者中心にすべきとの認識あり。

2001年に董事会の1/3を独立董事とすることを上場企業の義務としたため、2003年6月の統計では上場企業の65%が独立董事を設置している。

## 2. 上場企業における監事會と独立董事の関係

現在、中国会社法上の監督機関は監事會であるが、上場企業の董事会の中には独立董事が存在する。監事會は事後監査を行い、独立董事は経営の意思決定を監督する。

独立董事を導入した理由は監事が役割を充分には果たしていないからである。監事が充分に役割を果たせない理由として以下の3点が挙げられる。

- (1) 制度保証の不足（監事は董事の不正に対し有効な役割を果たせない）。
- (2) 経営、財務に通じた人材の不足。
- (3) 会社の人事権、報酬に関する発言権なし。

さらに、独立董事を導入するだけでなく、会社法改正により監事會そのものの権限強化も予定されている。検討されている事項は以

下の通り。

- (1) 経営経験者であることを監事資格に追加。
- (2) 会計士へ会社財務調査依頼する権限、その費用の請求権限の付与。
- (3) 総経理と董事の不正行為に関する起訴権限。
- (4) 股東会の招集権。
- (5) 董事会での意見陳述義務。
- (6) 董事会の情報開示義務。監事会の情報開示請求権（従来の監事は情報入手に制限があったため、充分な役割を果たしていない）。
- (7) 常勤制の明文規定化（法定されていないが3名は常勤であるのが実態）。

### 3. 会社における少数株主保護

少数株主保護のため、独立董事の導入の他に、株主代表訴訟、累積投票権、株主総会招集権の導入を予定している。

特に国有企業では、社会主義市場経済の名の下で国有企业を株式会社化し、上場している。そのため国有企业では、大株主である国の発言権が強く、少数株主の権利が侵害される恐れがある。

### 4. ガバナンス制度の選択

中国では現在、委員会等設置会社（アメリカ型）の導入を進めている。以前は日本の監査役制度の導入も検討していたが、現在はあらゆる分野でアメリカの影響が強く、かつ、企業のアメリカ上場を狙う目的もあり、アメリカの制度を取り入れる方向に動いている。

ただ、中国市場の上場規則においては会社法が定める監事會に加えて委員会等設置会社（アメリカ型）導入を要件とする。二重構造は効率的でないという理由から、改正会社法においては監事會制度と委員会等設置会社の選択制を導入することを提案する学者もいる。その際、上場企業の監事會会社では全董事の1/3以上、委員会等設置会社では半数

以上の独立董事が必要とされ、独立董事には少数株主を保護するとともに会社がその子会社との不当な取引を行わぬよう監視することが期待されている。

## II. 会社法策定現場から

（全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会副主任：李飛氏）

全国人民代表大会（全人代）は日本の国会にあたる組織で、憲法上では、中国の国家権力の最高機関と定められている。全人代は年に1回しか開催されず、閉会中は常務委員会がその役割を代行している。今回訪問した常務委員会法制工作委員会副主任の李飛氏は、立法・法律研究に携わっている。

李飛氏からは、会社法改正についてコーポレート・ガバナンスに関わる部分を中心に説明を受けた。李飛氏は、日本留学の経験もあり日本の会社法制や監査役制度にも詳しい。

### 1. 中国会社法の改正ポイント

中国会社法改正においては、コーポレート・ガバナンスに関する改正が主要なテーマとなっており、そのポイントは以下の8点である。

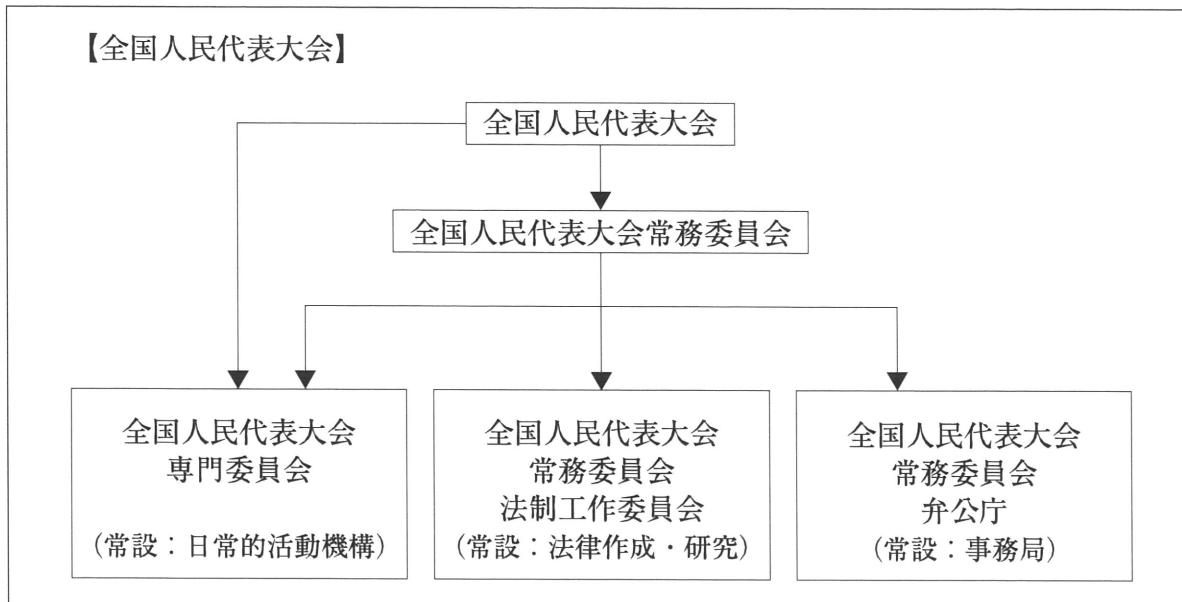
#### (1) 独立董事規定の明確化

会社から独立した立場から経営の監督ができるよう、証券管理監督委員会により行政規定として上場企業に対し独立董事の設置が既に義務付けられている。同様に、会社法改正においても独立董事設置を一般上場企業に義務付けることを明記する。

ただ、現行の会社法には監事會を設置する規定があり、監事會と独立董事の2つの監督機関がどのように機能を調整するのかが課題となる。

#### (2) 監事會設置の強制

従来の会社法では監事會設置の規定はあ



るが細則がない。改正後は設置を強制し、小規模会社にも資本金の額により監事会の設置を要求する。

#### (3) 従業員代表の董事会参加

従来は、経営の透明性を向上するため国有独資会社において従業員代表を董事会に参加させていたが、これを一般の会社にも要求する。

#### (4) 会社の利益侵害に対する責任

会社の役員が会社の利益を侵害した場合の責任について、規定上不明確なので明確に規定する。また、役員の会社への忠実義務、勤勉義務を強調する。

#### (5) 他企業の役員兼務の禁止

役員は会社の業務執行に関する強大な権限を有し、営業の機密にも通じているため、他企業の役員を兼務すると会社の利益を犠牲にして自己の利益を図る危険性が高い。そこで、会社の役員は他の会社の役員を兼務できないという仕組みを検討している。

#### (6) 会社設立要件

経済発展を促進するため、会社の設立を促す政策のひとつとして会社設立の要件を簡素化する。

例えば出資金の払込については、現在、一括払込の方法のみが認められているが、出資

金が高額な場合には分割払込を可能にする。また、現金出資だけでなく、株式・債権での出資形態を検討している。さらに、一人会社について検討している。

#### (7) 会社の投資

現在、会社が投資する際に投資額の上限を自己資本の50%としているが、これを70%まで引き上げることを検討している。引き上げにより、資本の流動化が促進され、経済の活性化に繋がると考える。

#### (8) 株主代表訴訟

従来の会社法には株主代表訴訟に関する規定はないが、株主代表訴訟についても明文化を検討している。

## 2. 課題

中国の特殊事情として、上場企業の中には国有企业の改革の結果として上場したものが多く、上場企業の株式の50%以上を国が保有することも多い。そのため、株主である国家が絶対的権限を持ち、上場企業（子会社）の資金・借入金を勝手に本来の目的以外の使途に流す例が多く、今後はこれを制限する方策を模索している。

従来の中国会社法は日本の会社法をベースにしているが、今回の改正は、主としてア

メリカ会社法をベースに進めている。しかし、中国とアメリカでは文化等に大きな差異があり、今後の法制度の運用の中では必ず同じアジア圏にある日本の仕組みを導入しようとする動きが出てくるはずである。

### III. 国有企業について

#### (国有資産監督管理委員会)

国有資産監督管理委員会は、国务院からの授権により、法律・法規に基づいて国有企業の出資者としての職責を履行し、国有企業の改革と再編の推進を指導する機関である。また、経営者・監事の派遣、管理を行い、監督管理する国有資産価値の維持・増加の状況を監視・管理し、国有資産管理に関する法律・法規を起草し、規則などを制定する。

中国では現在、国有企業の株式会社化、上場が推進されており、国有資産監督管理委員会においては、こうした国有企業の変革の状況を聴取した。

#### 1. 国有企業における監事会について

中国の国有企業には、企業の健全な運営を監視・監督するために監事会を設置することが義務付けられているが、監事会の機能が充分に発揮されていないという問題が生じて

いる。まず、国有企業の監事会について以下簡単に説明する。

##### (1) 監事会について

国有企業において監事会は必須の機関であり、独任制は採用していない。

監事会の組織構成は以下の通りである。

主席 (1人) : 国から派遣 (次官クラス)
専門監事 (4~5人) : 役所や企業群から派遣
兼務監事 (2人) : 従業員大会から派遣
会計士事務所から派遣 (2人)

\*主席と専門監事は3社兼務することができるので、それぞれ職務を行う時期を分けて集中的に業務を行う。一社当たり最低2ヶ月業務を行う義務がある。

\*監事会の開催は不定期だが、調査結果を国有資産監督管理委員会に報告する必要があるので、報告の前後に最低2回は監事会を開催する。

##### (2) 監査基準について

中国でも監事が監査を行う際の行動基準として、「監査基準」が定められており、内容は以下の通りである。

##### 【義務事項】

- ①法令を熟知し、かつその実施を徹底しなければならない。
- ②財務、会計、監査等の専門知識を有しなければならない。
- ③原則を堅持し、精錬潔白で、職務に忠実でなければならない。
- ④総合分析、判断能力を持ち、かつ高い業務能力を備えなければならない。

##### 【禁止事項】

- ①検査報告の内容について秘密を漏洩してはならない。
- ②企業の経営上の意思決定及び経営管理活動に干与・干渉してはならない。
- ③私利私欲を図ってはならない。

### (3) 監査報告書について

監査報告書は、監事会主席の署名で国有資産監督管理委員会宛（一部国務院宛）に提出する。必要に応じ関連官庁に報告することもあるが、外部公開はしない。

監査報告書の必須記載事項は以下の5点である。

- ①資産の真実性、会計結果
- ②経営に関する管理、改革、発展のための政策内容
- ③重大な問題への対処法に対する意見
- ④企業経営者の評価、賞罰に対する意見
- ⑤その他重要事項

### (4) 監事会の抱える課題

監事会が抱える課題としては、監事会の監査は事後監査であるという点が挙げられる。これは監事会主席が高級官僚であり権力を有しているので、彼らが不当に経営に介入する危険を避けるために採られている仕組みである。もちろん重大問題があれば即時に監事会に報告されることになってはいるが、常に問題点の後追いをしているのが現状で不祥事予防には役立たないため、予防監査が可能な仕組みの策定を目指したい。

## 2. 独立董事について

監事会制度は会社法成立とともにスタートしたが、監事は企業内部から登用されており、また、組合のTOPと兼務していることも多く、あまり有効な役割を果たせなかった。そこで、主要な中央企業においては監事の役割を果たす特別調査員を設け、政府から次官クラス以上の調査特命者を派遣することとした。

さらに2000年の会社法改正で、調査特命者制度を国有企业監事制度に変更し、国有企业の監事は、政府から派遣するか、または、政府の授権を受けた企業から派遣することとした（外部派遣監事の任用）。

外部派遣監事の任用により外部からの監

視が可能となり監事の役割は有効に機能するようになったはずであるが、監事が行うのは事後監査だけであり、依然として有効な監査機能を果たせないため、新たな監督機関として独立董事の導入が検討されるようになった。上場企業の董事会の人数は最高17名最低9名であり、上場企業では1/3以上の独立董事を入れることになっている。独立董事の役割としては特に親会社との取引の監督があり、このような取引には独立董事の承認を条件としている。

導入が検討されている独立董事の条件は、以下の通りである。

- (1) 会社から独立していること（親戚も会社と無関係）。
- (2) 会社の株を保有しない。
- (3) 就任前5年間に会社との取引がないこと。
- (4) 会計・法律・人事など専門知識、経験があること。
- (5) 登録会計士の資格を有する人を最低1人含むこと。

## 3. 国有企業の上場

かつての中国では、社会主义計画経済体制下で国が国有企业を全て抱え、企業経営にかかる費用は国から出資し、生じる利益は全て国に納めていた。しかし、市場競争原理が働かないこの仕組みの中で国有企业の経営は硬直化し、膨大な赤字の負担を抱えるようになった。

そこで、政治的には社会主义体制を維持しながらも、経済的には市場経済を導入する（社会主义市場経済）こととしたのである。

まず、国有企业の株式会社化に取り組み、所有と経営を分離することで、経営責任の在りを明確にし、経営者自らの経営に関する意思決定が可能となった。さらに、上場することで経営資金を調達し、競争力の向上を目指した。

ただ、中国の国有企业は、社会福祉施設（病院、学校など）を持ち、多くの余剰人員を抱えるなど主たる営業分野外で膨大な負担を背負っており、上場規定をクリアすることが難しい。そこで、国有企业全体が上場するのではなく、その資産の中で優良な資産を切り離してその部分を独立した会社として上場するという方法を探っている。この場合母体の会社が持株会社となるのだが、持株会社が子会社をコントロールする中で、子会社の利益を他の子会社の赤字穴埋めに用いるというやり方がまだ残っている。この点に関しては、投資をした株主から見ると、投資した会社が生み出した利益を他の赤字穴埋めに用いるということになり批判が多い（反面、子会社の不良資産が生じると母体である持株会社の資産をその穴埋めに用い、負担を軽くすることも行う）。

海外市场へ上場している国有企业も多いが、国有資産監督管理委員会としては、各社の上場市場選択には関与していない。これまで多くの中国企業が言語、時差、文化の面から香港市場に上場してきたが、今後もしばらくこの傾向は続きそうである。

#### 4. 国有資産監督管理委員会の今後の課題

国有資産監督管理委員会の今後の課題としては、以下のことが挙げられる。

##### (1) 国有企業の株式会社化と上場

国有企业を株式会社化することで、所有と経営が分離し、責任の範囲が明確になるので経営を積極的に行うことが可能となり、赤字の国有企业を清算することができる。また、上場することになり資本が流動的となり経済の活性化に繋がる。

当委員会傘下の企業の中で現在 160 社余の国有独資会社の子・孫会社が株式会社化し、上場している。また、全体では国有企业 4000 社のうち既に上場した会社は 900 社となっている。

##### (2) 国有企業改革としての構造改革を強化

国有企业の業績優良分野ではその業績をさらに向上させ、業績不良分野からは撤退し、国の投下資本を業績優良分野に集中させるという方針で現在改革を進めている。

そして、国有企业の市場競争力を強化するため、報酬分配や労働者採用政策を民間企業と同レベルに変更しつつある。経営者を公募し、優秀な人材確保にも努めている。

今後は、大規模国有企业の市場競争力を高め、中小規模の国有企业は民間に放出していく予定である。国有企业の市場競争力強化に関し同委員会は自信を持っているが、一部競争困難な分野もある。民営企業や海外企業との競争は激化しており、例えば、一部の民営企業では、中国貧困地域の労務単価レベルの低さを利用し人件費を極端に抑えることでコストを下げている例もあり、こうした部分で国有企业が民営企業と競争することは不可能である。一方、高付加価値分野においては、余剰人員コストや社会的負担を国が吸収することにより、国有企业が民営企業と同等若しくはそれ以上の条件で競争できるようにしている。

### IV. 民営企業について

（民（私）営経済研究会）

民（私）営経済研究会は、1993 年に国家工商行政管理局、国務院発展研究センター、中央政策研究室、中国社会科学院、中央統戦部、中華全国工商業連合会、北京大学などが共同で設立した団体である。同研究会は、社会主義市場経済体制の下での民営企業の地位と役割、そこで生じる問題と対策などを研究し、民営企業発展のために必要な立法に関する中央政府に提案し、国有企业の民営化を促進する役割を果たしている。

そこで、保育鈞会長をはじめ民（私）営経済研究会の主要メンバーから、中国の民営企

業の現状と課題、国有企业の民営化の実状を聴取した。

## 1. 中国の会社形態

2003年、民営企業は全国で300万社新設され、他方、国有企业は1995年の222万社から現在15万社に減っており、中国における民営企業の飛躍的成長がわかる。ただし、国有企业の会社数の大幅な減少にもかかわらず、国有企业の総資産額は増加しており、これは民営企業の発展に伴い同地域の国有企业も発展するという相乗効果が生じた結果といえる。

産業分野別に見てみると、資源・金融・通信などの分野は国有企业が中心となり、建築・ハイテク産業などの分野は民営企業中心となっている。ただ、資源分野にも民営化の波は生じており、例えば鉄関連分野では、大手企業数社は国有企业が占めるとはいえ、民営企業が中国の鉄関連企業の2/3を占めている。

また、民営企業のうち89%が家族経営の形態を採っており、小規模会社が多い。家族経営が多い理由としては、中国がかつて私有財産を認めてこなかったということが考えられる。財産を自ら管理していないと安心できないという気持ちの表れだろう。ただ、2004年3月に憲法改正があり私有財産の保護が明文化されたので、これら家族経営の企業が組織変更をして株式会社が増加する見込みである。

## 2. 中国の会社における課題

民営企業においては人材不足が大きな課題となっている。中国は、まだまだ市場経済が未成熟な状態であり、コーポレート・ガバナンスの知識や経験を有するような、企業の欲する人材が少ないのである。

また、社員の道徳観が低いという問題もある。せっかく会社に入社しても、ノウハウを覚えた途端に自ら新会社を設立してしまうというケースが多い。

さらに、人材を欲する企業と職を求める個人との間のマーケットが存在していないため、人材確保の手段が限られていることも人材不足の一要因となっている。

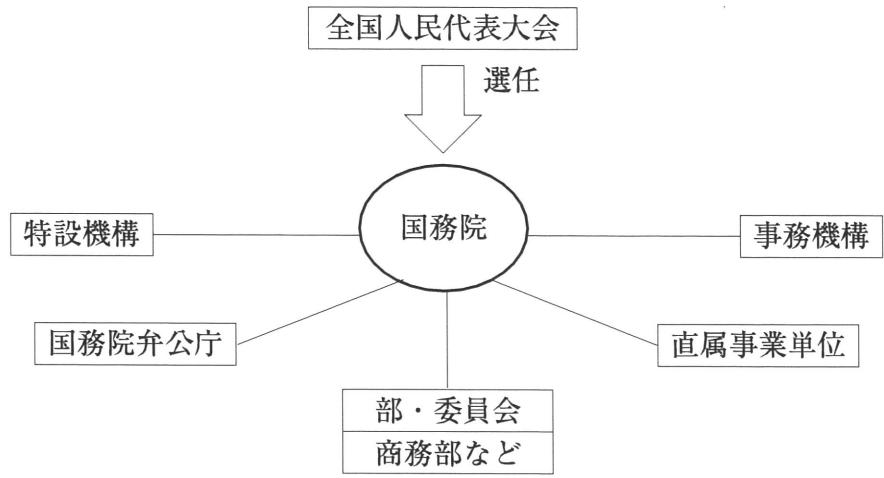
一方、かつての中国は国有企业中心の国家であったことから、最近まで国有企业より民営企業の地位が低く、優秀な人材は皆国有企业への就職を希望していた。しかし今は民営企業の地位も高くなり、MBA資格を持つ人も民営企業への就職を選択するようになってきたという変化も見られる。

人材不足の問題は民営企業に限られた話ではなく、国有企业においても深刻な問題となっている。国有企业ではほとんどの経営者が官僚のため、経営についての知識も関心もない人が多いので、さらに問題は大きい。

中国において純粋の民営企業で上場した会社数は僅か50社、残りの約200社は業績不振の国有企业を民間資本が買い取り、建て直した上で上場までこぎつけたものである(上場企業総数は1,000余社)。民営企業グループは私有財産保護の要請を全人代や他の場で提言している。同研究会はそのための理論的裏付けを主業務とするが、のために中国全土の31省3,500社を対象とした各種アンケート調査を行っており、約800社が6年連続でアンケートに答えている。そして、この調査が民営企業の要望書作成の重要な基礎となっており、この種の資料としては中国唯一である。

国が推進している独立董事導入の効果に関して、同研究会は疑問を呈している。その理由として、①独立董事とはいえ、その人選が当該企業の董事長の自由になるため機能するとは思えない、②アメリカでは株主が多数存在するが、中国は大株主が少数存在するのみで、この差異によりアメリカ方式は中国の土壤では育たぬことが挙げられる。

【国務院の組織図】



## V. 外資企業について

(国務院・商務部)

商務部は、中国の2001年のWTO加盟を踏まえ、2003年3月の全国人民代表大会において国家経済貿易委員会と対外貿易経済合作部が合併し、内外経済・貿易窓口の一本化を目指して設立された国務院に属する機関である。

\*国務院：日本の内閣にあたり、全人代（閉会中は常務委員会）に対して責任を負うとともに、その活動を報告する。

具体的には、内外の貿易、外国投資、国際経済協力に関して、法律、法規の起草、業務の指導、監督などを行っている。

今回の訪問では、商務部の中でも渉外関係担当の「外事司」より説明を受けた。

### 1. 外資優遇政策

中国では、市場経済発展のため外国企業に対する優遇策を採ってきたが、WTO加盟により国内企業と外国企業の扱いを平等にすることが求められており、また、市場経済政策の進行に伴い必要に応じて外貨優遇政策の変更を行っている。ただ、資金、技術、経営管理などにおいて、外資の導入は必要不可欠な

ので、外資導入を奨励する方針は変わらず、産業により異なる優遇政策を探ることとなる。

今後、産業別の「外資導入ガイドライン」を見直し、外資導入を奨励する産業（奨励産業）については、関税、流通税、所得税などで優遇政策を採るが、外資導入を制限する産業（制限産業）については、優遇政策を撤廃する。

\*次頁の表では、中国における外資奨励・制限・禁止項目の変遷を示している。テレビ、カメラ製造等の分野が奨励産業に移行し、奨励分野に含まれる分野が増加していることがわかる。

外国企業の投資については認可制であるが、最終的には資本も含めた資源配分を市場が決めるという形が望ましい。ただ、現在は基本的に認可制を維持したまま認可権限を地方政府に委譲する方針に変更している。例えば、奨励産業のうち1億ドル以下の投資と制限産業のうち5,000万ドル以下の投資については地方に認可権限を与えた。ただ、地方に権限を委譲する場合、ルールは同じでもその判断が地方により異なるのが現状であり、いかに中央の監督管理能力を高めて地域格差を整備していくかが今後の課題となる。

〈参考〉中国の外資奨励・制限・禁止項目の変遷（「中国のしくみ」中経出版）

	1995年目録	1998年目録	2002年修正
奨励	荒れ地開発、食糧新種開発 交通インフラ 電子、エレクトロニクス 新興産業など	荒れ地開発 バイオ、医薬 交通インフラ（空港、道路） 電力、石炭、冶金、機械、 電子、エレクトロニクス	田畠改良 野菜、果樹、花の開発、生産 石油、ガスの探査、開発 自動車、同基幹部品製造 デジタルテレビ製造 デジタルカメラ開発、製造 電力、ガス、水道の生産、供給 鉄道、道路、空港の建設、運営 貨物輸送業務 バイオなどの研究開発センター
制限	洗濯機、冷蔵庫 自動車、エンジン カラーテレビ、VTR 商業、小売、ゴルフ場 銀行、保険	洗濯機、冷蔵庫 タクシー、ガソリンスタンド 交通運輸 フィルム 自動車 カラーテレビ 商業、貿易 金融、保険、証券	タバコ、綿紡績、一部医薬品、 コンテナ、汎用ペアリング 鉄道輸送、通信会社 卸売、小売、貿易 金融、保険、証券 映画館、測量製図 土地の総合開発、高級ホテル
禁止	象牙加工 公共事業 郵政、電信業務 貿易 テレビ放送、新聞発行 武器生産	電力網の建設運営 郵便電信業務 テレビ放送、新聞発行 都市公共事業 武器生産	象牙加工 緑茶、漢方薬材加工 電力網の建設運営 航空管制、郵政 義務教育 新聞発行、ラジオ放送、テレビ放送 武器生産

## 2. 貿易

かつて中国では、対外貿易権は旧対外貿易経済合作部（現商務部）傘下の輸出入貿易総公司とその地方公司にしか与えられていなかったが、経済改革と貿易体制改革が進み、現在では工場、企業、地方政府にも貿易権が与えられ、それらの直接取引が可能となっている。

さらにWTO加盟により、外資企業を含む全ての国内企業に対し、加盟後3年以内に貿易権を段階的に認めるという方針を決定し、2004年7月から登録企業については審査なく自由に輸出入貿易を行うことが可能となった。

また、サービス貿易（小売、会計、通信など）における市場の開放は既に90分野に及んでいる。ここ2、3年で約40のサービス貿易に関する法律が修正され、あるいは、成立している。

## 3. 投資

政府が行う投資に対しては、厳しい法律的制約力を加え、権利・義務についての定義付けを明確にした。また、一般の投資者が自らの意思で投資行為を決定できるようになった。

また、海外の投資者も中国株式市場のA株の流通株に参入可能となる。外国企業と国有企业のM&Aも奨励している。

#### 4. 税制

中国では、税収が全財政収入の90%以上を占めており、税収こそが中国経済発展の基礎となっている（中国税収総額は2003年に2兆元を突破）。そこで現在、経済の迅速健全な発展を促進する基盤となるような合理的な税制・徴税方法を研究している。

以下、各種税制に関する政策について簡単に記す。

##### (1) 関税

外資導入を奨励する産業（奨励産業）に携わる外資企業に対しては優遇政策を行っている。この傾向は今後しばらく続くだろう。

##### (2) 流通税（増增值税、営業税、消費税）、土地税、資源税

いかなる企業に対しても、いかなる形態に対しても同様の扱いがされている。

##### (3) 個人所得税

かつての中国では個人が税金を払うなどということは考えられなかった。しかし、市場開放により富裕層が誕生し、所得格差が拡大するなど個人の経済状況にも変化が生じ、個人所得税が徴収されるようになってきた。

個人所得税は、中国国内に居住する中国人または1年以上中国国内に居住する外国人、居住していない場合でも5年以上滞在している外国人に課税される。6ヶ月以上の長期出張者の場合も中国の雇用主から報酬を得ているときには課税される。

基本的には国民でも外国人でも同様の扱いを受けることになっているが、外国人は勤務している地方によって扱いが異なる場合もある。

##### (4) 法人税

かつての中国では、企業は国から資金や資材の供給を受け、生産・販売によって得た利益は全て国に納めるというシステムであった（利潤上納制）が、1983年から経済改革の一環として、税金の徴収という方法に変更された。

法人税は、外資企業用「外国投資企業および外国企業所得税」、中国企業用「企業所得税」と2つの法律に分かれている。基本的に税率は同じだが、免減税の具体的条件については、企業によって異なることになる。例えば、製造業の外資企業に対しては2年間免税、3年間減税という優遇策がある。他の業種の企業に対しては明記された規定はない。

##### (5) その他の政策

2010年まで中国西部における外資企業の設立、投資活動に対して法人税を50%減税することができるという規定がある。また、東北地方の古い工業地域の開発振興の目的から、東北地方の外資企業には増增值税の優遇政策を探っている。

中国の税制はシンプルであり、急速な発展を続ける経済状況にそぐわないものとなっており、現状に即応した税制改革が急務となっている。

また、税の徴収、管理能力が低いことも大きな問題点として認識されている。

## VII. 上場について

（証券管理監督委員会、上海証券取引所）

### 1. 証券管理監督委員会

証券管理監督委員会は、1992年に設立され、法律・法規に基づいて証券市場の管理監督を行う機関で米国のSECに相当する。具体的には、企業情報開示の質を高め、証券市場のリスク回避業務を強化し、証券市場関連の法律・法規の立案などを行っている。

証券管理監督委員会では、中国の上場企業に対する管理監督と課題について聴取した。

#### (1) 証券管理監督委員会の職務

コーポレート・ガバナンスの研究は、証券管理監督委員会の重要な職務のひとつであ

る。コーポレート・ガバナンスをうまく導入すれば会社を規範的に運営できると考える。ここ4年間コーポレート・ガバナンスに注力してきたが、日本や米国のコーポレート・ガバナンスルールを参考として中国のコーポレート・ガバナンスルールを策定した。この中で、2001年8月から2003年までに上場企業に独立董事を設けるよう指導し、①上場企業の董事会のうち1/3は独立董事を入れること、②独立董事は関連取引や少数株主保護について意見陳述義務があるという規定を制定した。上場企業は独立董事の選定にあたり取引所に報告し審査を受けることになっており、それなりに効果が上がっている。その中でも一番の効果は経営の透明性の向上である。

\*独立董事制度については、一定の効果は認められるが、任命された独立董事には学者が多く、会社経営の実務的知識・経験に乏しいことが問題となっている。さらに、中国の監査体制は独立董事と監事の二重、加えて董事会もあることから三重になっている。その理由としては監事が内部者であるため充分な監査ができないということが挙げられる。現在、このような重複した監査体制が必要であるか意見が割れているという。

また、上場企業の管理監督のため、上場企業には四半期ごとの報告書の提出を義務付けている。そして年間報告、半期報告には会計事務所の審査を義務付けている。会計事務所の審査結果により、証券管理監督委員会が再度審査することもある。

## (2) 証券管理監督委員会における緊急課題

証券管理監督委員会では、以下の5つの事項を緊急課題として解決に取り組む予定である。

- ①初期の上場企業はほとんどが国有企業であるが、不良債権等様々な問題を有するので、これらの上場企業の体質を改善する。
- ②国有株式の存在。国家が大株主である

ため大株主と少数株主の利害が対立するので、少数株主を保護する。

- ③証券会社が基本的な調査を怠っており、中国の証券市場が活発にならない原因のひとつとなっているので、このような証券会社の質を高める。
- ④企業開示情報が少ないため、投資者が少ない。また中小投資家の利益の保護も問題となる。現在制定中の上場規定の中に、新株発行について株主総会の同意だけでなく投資家の意見も取り入れるという規定を導入する予定である。
- ⑤一般投資家を拡大するため、ネット取引制度を導入する。

## 2. 上海証券取引所

上海証券取引所は、証券管理監督委員会に直属する非営利法人である。証券取引の場所の提供、証券取引所の業務規則の制定、証券上場の手配、証券取引の監督、会員や上場企業に対する監視・監督、市場情報の管理・公表などを行っている。

上海証券取引所では、中国市場の現状を聴取した。

### (1) 上海証券取引所の管理監督

上海証券取引所は、1990年に設立された対外開放政策の産物である（1991年には深圳にも取引所を開設している）。そして1995年に成立し、2000年に改正された「中国証券取引法」に基づいて市場の管理監督を行っている。14年間で取引所は急速に拡大し、上場企業数981社（A株882社、B株54社、その他）。投資家数は約3,700万人であるが個人投資家が大多数で、機関投資家は少ない。

違法な行為としては①相場操縦②インサイダー取引③詐欺④虚偽申告の4種類があるが、悪質なものは証券管理監督委員会に報告し、同委員会で処罰を行う。上海証券取

引所には証券取引に関する規則があるが、この規則に違反した場合、警告、罰金、資格取消の処分を行う。相場操縦については各取引明細をチェックしているので、コントロールできているが、インサイダー取引についてはコントロールが未だ不充分な状態という。

また、上場企業に対し、四半期情報開示も要求している。上場企業は定期開示と臨時開示（重要人事、新株発行など）を行っている。

### (2) 中国株購入について

外国企業・機関が中国で投資する方法としては、①B 株購入、②QFII の資格を取る、という 2 種類がある。

QFII の資格を持つ会社は 25 社あり、ほとんどが投資銀行である。そのうち日本企業は 3 社（野村、大和、日興）ある。QFII 資格を取るためにには、会社の資産、設立年数、知名度などに基づいた証券管理監督委員会の審査を経て、中国外貨管理局に取引の額を申請しなければならない。そして、資格を持つ会社 1 社当たりの取引は最低 5,000 万ドル、最高 5 億ドルと制限されている。QFII 資格については口座設立時の手続を簡潔にし、投資額についてより弾力的な規定を設けるなど法規を改善する予定である。

外国企業は国債の買戻し、企業債権の 2 種類の取引をしてはならない。また、QFII 資格で中国投資を行う場合には、中国のディスクロージャーに服する義務がある。

#### \* A 株・B 株

中国国内で上場されている株式には A 株（人民元決済）と B 株（上海は米ドル決済、深圳は香港ドル決済）があり、A 株は国内投資家向け、B 株は外国投資家向けと区別されてきたが、2001 年 6 月からは、B 株も外貨を所有する国内個人投資家の購入が可能となった。

\* QFII (Qualified Foreign Institutional Investors : 適格外国機関投資家)

QFII 制度とは、一定の適格条件を満たし、中国証券監督管理委員会の認定を受けた国外の機関投資家に対して、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度のこと（2002 年 12 月 1 日施行）。

従来、日本国内で設定された、中国株等に投資する投資信託では、上海、深圳取引所上場の B 株や香港取引所上場の H 株等にのみ投資が可能であったが、同制度の施行により、QFII 認可を受けることで、取引所上場の人民元建ての債券や中国 A 株を投資対象とする投資信託の組成が可能となった。

QFII の対象となるのは、証券会社、投資信託会社、保険会社およびその他の資産管理機関とされている。

### (3) 基準等

上海証券取引所で入手したガイドライン、準則を紹介する。

① 上場企業の董事会に独立董事を導入するためのガイドライン（2001.8.18）

Guidelines for Introducing Independent Directors to the Board of Directors of Listed Companies

上場企業の統治体制を改善し、その運営の標準化を図るために、中国証券管理監督委員会が制定したガイドライン。主要事項は以下の通り。

- I. 上場企業の董事会への独立董事導入
- II. 独立董事は職務遂行のために要請される要件
- III. 「独立性」の要件
- IV. 独立董事の指名、任命、更迭
- V. 上場企業の独立董事の活性化
- VI. 独立董事の上場企業の主要事案に関する意見陳述義務
- VII. 独立董事の職務環境整備

②中国における上場企業の企業統治準則  
(2001.1.7)

Code of Corporate Governance for Listed Companies in China

上場企業による近代的な企業システムの構築と改善を促進するため、また、上場企業の経営の標準化、証券市場の健全なる発展を推進するために制定され、上場企業の企業統治の基本原則を定め、投資家の利益と権利を擁護し、上場企業の董事、監事、総経理およびその他の上級管理者の基本的行動基準を定めるものである（全8章、95条）。

第1章 株主及び株主総会

第2章 上場企業と支配株主

第3章 董事及び董事会

第4章 監事及び監事会

第5章 職務遂行の評価と賞罰制度

第6章 ステークホルダー

第7章 情報公開と透明性

第8章 附則

## VII. 上海シンポジウムの模様

訪中期間に上海国際商務法律研究会主催のシンポジウム（日本監査役協会協賛）が開催され、当調査団も参加して吉井団長、大川副団長が日本の監査役制度および新監査役監査基準について講演した。中国会社法制改定作業中であることから、社内の監査役によって行われる監査の有効性など、日本の監査役制度についての質問が多数出された。

日時：2004年10月15日 14時～17時15分  
主題：中日完善公司監事制度検討会

講演：1. 中国会社法改正について（黄来紀氏）  
2. 日本の会社法と監査役制度について  
(吉井毅氏)

### 3. 監査役監査基準改定について

（大川博通氏）

### 4. 上海の国有企业監事会制度の設立について（張成鈞氏）

出席者：上海社会科学院法学研究所、上海市国有资产监督管理委员会、中国民主政治協商会議上海市委員会、他60名程度

#### [講演内容紹介]

##### 1. 中国会社法改正について

（上海国際商務法律研究会公司法専業委員会会长：黄来紀氏）

###### （1）会社法施行10年の成果

①会社法の下で2002年までに設立された会社は102万社。2003年、上場企業は1,285社。

②国有企业の管理の合理化を推進。「国有企业監事暫定規定」が制定され、国有企业、特に国家重点大型企業に監事会の設置を義務付けた。

###### （2）会社法改正に対する意見書提出

経済発展の結果、会社法改正の必要が生じ、2004年に国务院が全人代に改正案を提出、全人代が2005年に改正案を完成させていることになっている。

上海国際商務法律研究会公司法専業委員会から意見書を提出。意見書のうち監事会に関する主要内容は以下の通り。

###### ①国有独資会社

監事会の人数を5名とし、従業員代表を1/3以上入れる。

調査、会計事務所への依頼を会社の費用負担で可能とする。

###### ②有限会社

資本金500万元または従業員200人以上の会社の監事会設置義務。

監事の権限強化。

###### ③株式会社

資本金5000万元以上の会社の監事会

を5名に増加。

#### ④上場企業

株式会社と有限会社の規定が適用され、かつ独立董事の設置義務（1/3以上必要）。

### 2. 日本の会社法と監査役制度について

（日本監査役協会会長：吉井毅氏）

日本の会社、監査役制度について具体的数字や図を用いながら説明。

#### (1) 日本の会社、特に株式会社について

株式会社設立、会社機関など

#### (2) 日本の監査役制度について

##### ①監査役制度の概要

構成、監査役の権限等

##### ②監査役制度における実効性のポイント

経営情報にアクセスしやすいなど常勤制の有効性他

#### (3) 質疑応答

内部監査機関と監査役会の役割の関係、委員会等設置会社の監査委員会、独立（社外）取締役についてなど、中国会社法改正に関連した質問に回答。

### 3. 監査役監査基準改定について

（日本監査役協会監査法規委員会委員長：大川博通氏）

監査役監査基準改定の趣旨について説明。

#### (1) 監査役監査基準改定の経緯

企業経営のグローバル化、相次ぐ商法等改正、度重なる企業不祥事など監査役をめぐる内外の環境変化に対応すべく、監査役に期待される役割と責務を明確にし、具体的行動指針を示すことを意図して基準改定を行った。

#### (2) 監査役監査基準改定の主要ポイント

①良質な企業統治体制の確立、②監査役監査の有効性確保、③財務情報を含む企業情報の適正な作成と開示等。

### 4. 上海国有企业监事会制度の設立について

（上海市国有资产监督管理委员会副主任：張成鈞氏）

#### (1) 上海国有企业监事会制度の概要

①政府派遣の独立監事を监事会の主体に  
②中央の法令に従い、上海の法規が作成された

③経営全過程について監査する

#### (2) 监事会の役割

①国有资产の管理  
②コーポレート・ガバナンスの強化  
③国有资产の流出防止

#### (3) 监事会の機能強化のための施策

①専任制の導入  
②多様な監査制度の選択制を検討  
③監事の専門家の育成

### おわりに

今回の中国訪問では、北京、上海を訪問したが、2008年の北京オリンピック開催、2010年の上海万博開催を控え、驚異的なスピードで近代化が進んでいることを実感した。日本の建築物とは比較にならない程の巨大な建築物が次々に建設されており、中心街であればどこへ行っても清潔であった。一昔前の中国であれば考えられないような情景が目の前に広がっていたのである。

会社法制に関するも、現在改正作業が急ピッチで進められている。訪問各所の中国のリーダー達は、若く自信に満ち溢れ、中国を背負っているという使命感を持って語ってくれた。バスの中から眺める街は活気があり、彼らリーダーが活き活きと国のために働いている姿と重なり合う。現在急成長の真っ只中である国を体感し、その国の若きリーダー達と交流できたことは有意義であった。その彼らは皆コーポレート・ガバナンスを重要視し、経済発展には欠かせないものであるとの

認識を抱いていた。広大な中国、人治国家である中国だからこそ、コーポレート・ガバナンスは重要である。コーポレート・ガバナンスが制度上整備されても、実際に隅々まで浸透するには時間がかかるであろう。しかし、「良質なコーポレート・ガバナンスを確立する」という信念を持って制度確立を目指す若きリーダー達の姿勢には、大いに感銘を受けたことを明記しておきたい。

最後に、訪問先のひとつである日系企業の北京・松下ディスプレイデバイス(有)で伺った話が大変印象深く心に残っているので、ここに紹介させていただきたい。同社においては、SARSにより2週間工場を閉鎖せざるを得ず大きな打撃を受けたのだが、その後の社員のがんばりで工場閉鎖前より売上が増加したというのである。SARSにより会社が危機状態に陥ったことを社員が身をもって実感し、一丸となって積極的に仕事に励むようになったのだそうだ。もうひとつエピソードがある。天安門事件の際、日本本社から帰国命令が出たにもかかわらず在中の日本人管理者は帰国しなかったのである。「こういう状況で帰国した上司に誰がついてくるだろう」

とのこと。日本人と中国人、国籍に関係なく、人間同士の本気の付き合い、絆が企業を成長させるのではないかと心を打たれた。

今回は中国の各機関訪問の合間に中国進出の日系企業3社および中国日本商会を訪問し、各社、各会で中国における企業経営、人事管理、流通市場の実態、知的財産保護など各方面にわたり貴重な情報を得た。ご多忙中、訪中団を受け入れていただいた各社、各会に深く感謝するとともに本報告書では情報交換の詳細については省略させていただくことをご了承いただきたい。

#### 《参考文献》

- ・志村治美・奥島孝康『中国会社法入門—進む企業改革と経営近代化』日本経済新聞社
- ・稻垣清『中国のしくみ』中経出版
- ・『中国の株式会社制度と証券市場の生成』財団法人日本証券経済研究所
- ・早稲田大学日中韓商事法シンポジウム組織委員会『日本・中国・韓国における会社法・証券取引法の変革と新たなる展開』成文堂

#### 《中国会社法調査団 訪問日程 2004年10月10日～15日》

	訪問先
10月10日	清华大学法学院教授 王保樹氏・政法大学法学大学教授 江平氏
10月11日	国有资产监督管理委员会 中国日本商会 全国人大常委会法制工作委员会
10月12日	日系企業視察（松下電器産業） 中国民營經濟研究会 商務部
10月13日	中国証券管理監督委員会
10月14日	日系企業視察（TOTO） 日系企業視察（資生堂）
10月15日	上海証券交易所 上海国有资产监督管理委员会&上海国际商務法律研究会公司法專業委員会シンポジウム